

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	総務省
重点分野名	調査・統計に対する協力

**1 手続の概要及び電子化の状況**

## (1) 経済センサス（基礎調査・活動調査（調査員調査））

## ① 手続の概要

経済センサスには基礎調査と活動調査の2調査がある。

基礎調査は、我が国における事業所及び企業の産業、従業者数等を調査し、基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした基幹統計調査であり、5年に1度、約580万客体を対象として実施している。

活動調査は、全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業等の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした基幹統計調査であり、5年に1度実施している。本調査は当省と経済産業省が共管で実施しており、当省では単独事業所を対象とした調査員調査（約400万客体）を担当している。

## ② 電子化の状況

経済センサスにおいては、現在、オンライン回答を導入しており、平成26年基礎調査におけるオンライン回答率は5.2%、平成28年活動調査（調査員調査）におけるオンライン回答率は22.0%である。

## (2) 科学技術研究調査

## ① 手続の概要

科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする基幹統計調査であり、毎年、約18,300企業等を対象として実施している。

## ② 電子化の状況

科学技術研究調査においては、現在、オンライン回答を導入しており、平成28年調査でオンライン回答率は33%である。

## (3) 個人企業経済調査

## ① 手続の概要

個人企業経済調査は、個人で「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」又は「サービス業」を営んでいる事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的とする基幹統計調査であり、動向編については四半期ごとに、構造編については毎年、約4,000事業所を対象として実施している。

## ② 電子化の状況

個人企業経済調査においては、現在、オンライン回答を導入していない。

#### (4) 情報通信業基本調査

##### ① 手続の概要

情報通信業基本調査は、日本標準産業分類大分類G「情報通信業」に属する企業の活動実態を明らかにし、情報通信業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする一般統計調査であり、毎年、経済産業省との共管により約9,000企業を対象として（うち総務省所管分2200企業）、実施している。

##### ② 電子化の状況

現在、オンライン回答を導入しており、平成28年調査で総務省所管分のオンライン回答率は38.1%である。

#### (5) 通信利用動向調査（企業編）

##### ① 手続の概要

通信利用動向調査（企業編）は、企業における情報通信ネットワークの構築状況及び情報通信サービスの利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料を得ることを目的とする一般統計調査であり、平成29年調査については7,257企業を対象として実施した。

##### ② 電子化の状況

現在、メールによるオンライン回答を導入しており、平成28年調査でメールによるオンライン回答率は8.4%である。

※「オンライン回答」とは、メールを含むインターネットを用いた調査票の収集を行うものをいう。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

### (1) 経済センサス（基礎調査・活動調査（調査員調査））

経済センサスにおける行政手続コストは、概算で基礎調査が1,734,973時間、活動調査が2,386,933時間で、合計4,121,906時間\*である。以下の取組により、次回調査（基礎調査（平成31年から32年）、活動調査（平成33年））において、合計で30%程度のコストの削減を行う。

※ 5年周期の調査のため、活動調査及び基礎調査の前回実績に5分の1を乗じて単年度当たりに換算している。

#### 【基礎調査】

基礎調査では、平成31年から、継続事業所・企業等については、調査員が外観等から活動状態を確認する方式を導入することで、調査対象者による調査票の記入を必要とする事業所・企業等数を大幅に（7割程度）削減する予定。加えて、新規把握事業所・企業等に対して、オンライン回答をより一層推進することにより、オンライン回答率を向上させるとともに、回答に必要な作業時間を従来以上に短縮できるようオンライン調査票の設計を行う。また、調査対象者が容易に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。具体的なオンライン回答率の目標は、基礎調査については試験調査の実績を踏まえ25%以上とする。

#### 【活動調査】

活動調査（調査員調査）では、次回調査（平成33年）の実施に向け調査内容の見直しなどを進める予定。加えて、オンライン回答をより一層推進することにより、オンライン回答率を向上させるとともに、回答に必要な作業時間を従来以上に短縮できるようオンライン調査票の設計を行う。また、調査対象者が容易に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。具体的なオンライン回答率の目標は、調査内容の見直しなどを踏まえつつ、次回調査（平成33年）では25%程度となることを目指す。

## (2) 科学技術研究調査

科学技術研究調査における行政手続コストは、概算で 16,790 時間である。以下の取組により、10% 程度のコスト削減を行う。

オンライン回答をより一層推進することにより、オンライン回答率を向上させるとともに、必要に応じて、回答に必要な作業時間を従来以上に短縮できるようなオンライン調査票の設計を行う。また、必要に応じて、調査対象者が容易に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。具体的なオンライン回答率の目標は、平成 28 年調査における研究主体別の回答率（企業 19%、企業以外 73%）のうち、回答率が低調だった「企業」の回答率を平成 31 年度までに 25%以上となることを目指す。

## (3) 個人企業経済調査

個人企業経済調査における行政手続コストは、概算で 20,000 時間である。以下の取組により、9% 程度のコスト削減を行う。

平成 31 年度に実施する調査の見直しにおいて、調査事項の削減や、プレプリントの導入等により回答に必要な作業時間の短縮を図るとともに、オンライン回答を新たに導入する。具体的なオンライン回答率の目標は、調査の見直しの中で現行 4 産業からほぼ全産業に調査対象を拡大するが、特にサービス産業の分野を拡大することとしており、現行の個人企業経済調査結果から「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」のインターネットに接続しているパーソナルコンピュータを事業で使用している事業所の割合が約 20%であることを踏まえ、平成 31 年度の調査において 10%以上となることを目指す。なお、新規にオンライン回答を導入するため、オンライン回答率の目標については、今後の実績を踏まえ見直すことがあり得る。

## (4) 情報通信業基本調査

情報通信業基本調査における行政手続コストは、概算で 1,953 時間である。以下の取組により、14.36%程度のコスト削減を目標とする。

オンライン回答をより一層推進することにより、オンライン回答率を向上させるとともに、回答に必要な作業時間が紙の調査票より短縮できるようなオンライン調査票の設計を行う。また、必要に応じて、調査対象者が容易に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。具体的には、オンライン回答率を現状の 38.1%から 40%以上まで向上させることを目標とするとともに、すでに把握している事業者情報等についてはプレプリントの範囲の拡大を平成 31 年度までに実施する。

## (5) 通信利用動向調査（企業編）

通信利用動向調査（企業編）における行政手続コストは、概算で 6,434 時間である。以下の取組により、14.36%程度のコスト削減を目標とする。

政府共同利用システムによるオンライン回答が可能になるよう、平成 30 年度以降、電子調査票の開発など、オンライン調査の導入に向けた準備を行う。また、電子調査票の開発に当たっては、回答に必要な作業時間が紙の調査票より短縮できるような設計を行うとともに、調査対象者が容易かつ短時間に回答できるよう、調査票及び記入時のマニュアル（記入の仕方）の文言等を見直す。

なお、平成 28 年調査でのメールによる調査票回答率が 8.4%であることを踏まえ、平成 31 年度調査において 10%以上となることを目指すが、新規にオンライン調査を導入するため、オンライン回答率の目標については、プレプリントの実施の検討や今後の実績を踏まえ見直すことがあり得る。

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

統計調査においては、調査対象数や期間、調査項目、調査手法に至るまで各々異なった状況にあり、一概にモデルケースを設定することは困難であるため、基本計画の作成対象となっている調査それぞれについてコスト計測を別に行うこととする。

## 2. コスト計測の方法及び時期

### (1) 経済センサス（基礎調査・活動調査（調査員調査））

基礎調査における調査方式の変更により調査票の記入を必要としなくなった事業所・企業等については、基礎調査におけるコスト（作業時間）は0となったものとするとともに、新規把握事業所・企業等については、回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を調査対象者へのアンケート等により測定する。活動調査（調査員調査）のコスト計測の方法については、調査内容の見直しなどを踏まえ、次回調査（平成33年）に向け検討する。

測定時期については、基礎調査は次回調査を平成31年から32年にかけて実施予定であることを考慮して平成33年3月頃、活動調査（調査員調査）は次回調査を平成33年6～7月にかけて実施予定であることを考慮して平成34年6～7月頃とする。

### (2) 科学技術研究調査

回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を調査対象者へのアンケート等により測定する。測定時期については、毎年の調査実施時期が5月であることを考慮して、毎年、7月頃とする。

### (3) 個人企業経済調査

調査の見直しに伴う作業時間の変化を踏まえつつ、回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を調査対象者へのアンケート等により測定する。測定時期については、平成31年度に実施する調査の見直しが平成31年6月であることを考慮して、毎年、7月頃とする。

### (4) 情報通信業基本調査

情報通信業基本調査のうち、総務省の所管分について、回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を複数の総務省職員による試行により測定する。測定時期については、毎年の調査実施時期が6月中旬から8月中旬頃までであることを考慮して、毎年、6月から8月頃までとする。

平成29年度においては、紙での回答時間が1時間、電子調査票での回答時間が0.85時間程度かかる結果となった。オンライン調査回答企業が40%程度となった場合、76企業がオンライン回答に移行することとなるが、オンライン回答での回収状況やプレプリントの拡大を考慮し、通算281時間程度のコスト削減が見込まれる。

### (5) 通信利用動向調査（企業編）

回答方法が紙の場合とオンラインの場合とで必要な作業時間の差を複数の総務省職員による試行により測定する。測定時期については、毎年の調査実施時期が9月中旬から12月下旬までであることを考慮して、毎年、9月から12月頃までとする。

平成29年度においては、電子調査票の開発に着手していないことから、平成29年度調査で用いた電子メール提出用の電子調査票による回答と比較したところ、紙での回答時間が1時間、電子調査票での回答時間が0.85時間程度かかる結果となった。オンライン調査回答企業が10%となった場合、およそ120企業がオンライン回答に移行することとなるが、メールによる回収状況や調査項目の見直しの検討を踏まえ、通算924時間の程度のコスト削減が見込まれる。

○統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）（抄）

（基幹統計調査の承認）

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 調査の名称及び目的
- 二 調査対象の範囲
- 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- 四 報告を求める者
- 五 報告を求めるために用いる方法
- 六 報告を求める期間
- 七 集計事項
- 八 調査結果の公表の方法及び期日
- 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

（承認の基準）

第十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
- 二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- 三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（一般統計調査の承認）

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の基準)

第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- 一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- 二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。